

辰野町若者チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魅力ある地域づくりの推進にあたり、その方策について斬新な発想と豊かな想像力を持った若者の知恵と力を結集し、創意と工夫により町の活性化を図るため、予算の範囲内において、辰野町若者チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、年度年齢13歳から35歳以下の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 辰野町内に在住する若者を中心として構成された団体
- (2) 代表者は辰野町内に在住する18歳以上であること
- (3) 団体の構成員の過半数が若者であること。構成員に、辰野町出身者及び他市町村の協力者を含めることも可能とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、辰野町内で実施するもので、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 若者同士の交流の場を創出するもの
- (2) 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画によるもの
- (3) 美しい地域づくり（植栽や環境美化等）に関するもの
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図るもの
- (5) 観光の振興を図るもの
- (6) その他地域の活性化につながるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人、団体のみが利益を受けるもの
- (3) 飲食のみを目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体、その他の団体等から助成等を受けているもの

- (5) 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 宗教的活動に関するもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。ただし、飲食代（会議、イベント等準備で要するものは除く）、その他補助することが適当でないと認められる経費を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、限度額を10万円とする。算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、辰野町若者チャレンジ応援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 構成員名簿（住所、年齢を記載したもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を辰野町若者チャレンジ応援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更又は中止)

第9条 前条の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又

は中止するときは、辰野町若者チャレンジ応援補助金変更・中止申請書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

- 2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について辰野町若者チャレンジ応援補助金変更等交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 10 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了 1 月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、辰野町若者チャレンジ応援補助金実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 8 号）
- (2) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (3) 事業の実施過程を記録した書類（写真等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し辰野町若者チャレンジ応援補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求手続）

第 12 条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに町長に辰野町若者チャレンジ応援補助金交付請求書（様式第 10 号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

（概算払等）

第 14 条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の 10 分の 8 以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 概算払を受けようとする申請者は、第 8 条の規定による交付決定通知後、辰野町若者チャレンジ応援補助金概算払交付申請書（様式第 11 号）に理由を付して町長に提出

しなければならない。

(概算払の額の確定)

第 15 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき時期および概算払の額を確定し、辰野町若者チャレンジ応援補助金概算払交付確定通知書(様式第 12 号)により申請者に通知するものとする。

(概算払の交付)

第 16 条 申請者は、概算払を受けようとするときは、辰野町若者チャレンジ応援補助金概算払交付請求書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し又は返還)

第 17 条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し又はすでに交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱及び規則の規定に違反したとき。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。